

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月28日

【会社名】 有機合成薬品工業株式会社

【英訳名】 Yuki Gosei Kogyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 伊藤 和 夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号

【電話番号】 東京(03)3664局3980番

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 管理部門統括 松井 勝

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番4号

【電話番号】 東京(03)3664局3980番

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 管理部門統括 松井 勝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成28年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭といたします

株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

1株につき金6円 総額130,971,858円

効力発生日

平成28年6月27日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

改正会社法により、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第26条を変更するものです。

当社の事業の現状に即し、現行定款第2条の事業目的の変更を行うものです。

取締役会決議により、中間配当を行うことができる旨の規定を新設するものです。

単元株式数の1,000株から100株への引き下げを行うため、現行定款第8条を変更するものです。

上記のほか、条文の新設及び変更に伴う条数の変更並びに一部表現の修正等を行うものです。

#### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、伊藤和夫、山戸康彦、宮田宣嘉、松井勝の4名を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、篤重伸、山田啓介、小林孝一の3名を選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として久保田康史を選任するものであります。

#### 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額2億円以内と定めるものであります。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額5千万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	16,615	22	0	(注) 1	可決 99.87
第2号議案 定款一部変更の件	16,598	38	0	(注) 2	可決 99.77
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)4名選任 の件					
伊藤 和夫	15,878	758	0	(注) 3	可決 95.44
山戸 康彦	16,070	566	0		可決 96.60
宮田 宣嘉	16,530	106	0		可決 99.36
松井 勝	16,536	100	0		可決 99.40
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件					
篤 重伸	16,535	101	0	(注) 3	可決 99.39
山田 啓介	15,462	1,174	0		可決 92.94
小林 孝一	16,538	98	0		可決 99.41
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件				(注) 3	
久保田 康史	16,611	26	0		可決 99.84
第6号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬額 設定の件	16,596	41	0	(注) 1	可決 99.75
第7号議案 監査等委員である取締役 の報酬額設定の件	16,598	37	0	(注) 1	可決 99.78

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権(21,700個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権(21,700個)の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数および当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上